

株式会社島忠に対する排除措置命令について

平成21年6月19日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社島忠（以下「島忠」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第19条（大規模小売業者^(注)による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法第1項、第2項及び第7項に該当）の規定に違反する行為を行っているとして、本日、同法第20条第1項の規定に基づき、排除措置命令を行った（別添排除措置命令書参照）。

(注) 「大規模小売業者」とは、一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者であって、前事業年度における売上高が100億円以上であるもの又は店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）が特別区及び政令指定都市の区域においては3,000平方メートル以上、それ以外の区域においては1,500平方メートル以上の店舗を有するものをいう。

1 違反行為者

名 称	株式会社島忠
所 在 地	さいたま市西区三橋五丁目1555番地
代 表 者	代表取締役 山下 視希夫
事業の概要	家具、家庭用品、工具・住宅用建材などのDIY用品等の小売業

2 違反行為の概要

- (1) 島忠は、店舗の閉店又は改装に際し、当該店舗の商品のうち、当該店舗及び他の店舗において販売しないこととした商品について、自社と継続的な取引関係にある家具、家庭用品、工具・住宅用建材などのDIY用品等の納入業者であって、その取引上の地位が自社に対して劣っているもの（以下2において「納入業者」という。）のうち、当該商品の納入業者に対し、納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、当該商品を返品している。
- (2) 島忠は、家具商品部で取り扱う商品のうち、定番商品（島忠が一定期間継続して販売することとした商品をいう。）から外れたこと又は店舗を閉店するに当たり当該店舗において売れ残ることが見込まれることを理由として割引販売を行うこととした商品について、当該商品の納入業者に、納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売に伴う自社の利益の減少に対処するために必要な額を当該商品の納入価格から値引きさせている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局審査局第五審査首席 電話 03-3581-1779（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

- (3) 島忠は、店舗の開店、改装又は閉店に際し、当該店舗に商品を納入する納入業者に、当該納入業者の納入に係る商品以外の商品を含む商品の搬入等の作業及び当該納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない当該店舗における商品の陳列等の作業を行わせることとし、あらかじめ納入業者との間で従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を負担することなく、従業員等を派遣させている。

3 排除措置命令の概要

- (1) 島忠は、前記2の行為を取りやめなければならない。
- (2) 島忠は、前記2の行為を取りやめる旨及び今後、当該行為と同様の行為を行わない旨を、取締役会において決議しなければならない。
- (3) 島忠は、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を、自社と継続的な取引関係にある納入業者に通知するとともに、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 島忠は、今後、前記2の行為と同様の行為を行ってはならない。
- (5) 島忠は、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - ア 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成
 - イ 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

1 最近の大規模小売業者による納入業者等に対する優越的地位の濫用事件

件名 措置年月日	内容
平成21年（措）第3号 （株）大和に対する件 平成21年3月5日	<p>納入業者に対し</p> <p>① 「全従業員訪問販売」等と称する販売企画を実施するに際し、当該販売企画の販売対象となる商品を購入させていた。</p> <p>② 絵画の展示会で販売する絵画を購入させた。</p> <p>③ 「全従業員訪問販売」等と称する販売企画を実施するに際し、大和に派遣されている納入業者従業員に、当該大和に派遣されている納入業者従業員を派遣する納入業者が大和に納入する商品以外の商品の販売業務を行わせていた。</p> <p>④ 大規模なセールを実施するに際し、大和に派遣されている納入業者従業員に、当該セールを告知するダイレクトメールを配布する作業を行わせていた。</p>
平成20年（措）第16号 （株）ヤマダ電機に対する件 平成20年6月30日	<p>納入業者に対し</p> <p>① 店舗の新規オープン及び改装オープンに際し、当該納入業者の納入に係る商品であるか否かを問わず当該店舗における商品の陳列、商品の補充、接客等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させている。</p> <p>② 当該納入業者から購入した商品のうち、店舗における展示のために使用したものと及び顧客から返品されたものを「展示処分品」と称して販売するために必要な設定の初期化等の作業のために、その従業員等を派遣させていた。</p>
平成20年（措）第15号 （株）エコスに対する件 平成20年6月23日	<p>納入業者に対し</p> <p>① 店舗の開店及び閉店に際し、閉店に際して割引販売をすることとした商品及び開店に際して最初に陳列する商品について、当該割引販売前の販売価格に100分の50を乗じる等の方法により算出した額をその納入価格から値引きをさせていた。</p> <p>② 店舗の開店及び閉店に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させていた。</p> <p>③ 店舗の開店に際し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「即引き」と称して、開店に当たって納入させる特定の商品について、その納入価格を通常の納入価格より低い価格とすることにより、通常の納入価格との差額に相当する経済上の利益を提供させていた。</p> <p>④ 店舗の開店に際し、事前に算出根拠、目的等について明確に説明することなく、「協賛金」と称して、金銭の負担をさせていた。</p>
平成20年（措）第11号 （株）マルキョウに対する件 平成20年5月23日	<p>納入業者に対し</p> <p>① メーカーが定めた賞味期限等とは別に、独自の販売期限を定め、当該販売期限を経過した商品について、当該販売期限を経過したことを理由として返品している。</p> <p>② 商品回転率が低いこと等を理由として、商品の返品又は割引販売を行うこととし、返品することとした商品について当該商品を返品し、又は割引販売を行うこととした商品について当該商品の納入価格から値引きをさせていた。</p> <p>③ 「大判」と称するセール等に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させていた。</p>
平成19年（措）第6号 （株）ニシムタに対する件 平成19年3月27日	<p>納入業者に対し</p> <p>① 商品回転率が低い在庫商品のうち、自社が割引販売を行わないこととしたものについて、当該商品の全部又は一部を返品し、また、自社が割引販売を行うこととしたものについて、割引販売に伴う利益の減少に対処するために必要とする額を当該商品の納入価格から値引きさせている。</p> <p>② 自社の店舗の改装等に際し、当該店舗の在庫商品を処分するために割引販売を行った商品について、当該商品の割引額の半額を当該商品の納入価格から値引きさせ、また、割引販売後に売れ残った商品について、全部又は一部を返品している。</p> <p>③ 自社の店舗の改装等に際し、その従業員等を自社の業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために派遣させている。</p>

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② （略）

○ 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（抄）

（平成十七年五月十三日公正取引委員会告示第十一号）

（不当な返品）

- 1 大規模小売業者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、自己又はその加盟者（以下「自己等」という。）が納入業者から購入した商品の全部又は一部を当該納入業者に対して返品すること（購入契約を委託販売契約に切り替えて返品すること、他の商品と取り替えること等、実質的に購入した商品の返品となる行為を含む。以下同じ。）。
 - 一 納入業者の責めに帰すべき事由により、当該商品を受領した日から相当の期間内に、当該事由を勘案して相当と認められる数量の範囲内で返品する場合
 - 二 商品の購入に当たって納入業者との合意により返品条件を定め、その条件に従って返品する場合（当該商品について、その受領の日から一定の期間内における一定の数量の範囲内での返品又は受領した商品の総量に対して一定の数量の範囲内での返品が、大規模小売業者と納入業者との取引以外の一般の卸売取引において正常な商慣習となっており、かつ、当該商慣習の範囲内で返品条件を定める場合に限る。）
 - 三 あらかじめ納入業者の同意を得て、かつ、商品の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を大規模小売業者が負担する場合
 - 四 納入業者から商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該納入業者が当該商品を処分することが当該納入業者の直接の利益となる場合

（不当な値引き）

- 2 大規模小売業者が、自己等が納入業者から商品を購入した後において、当該商品の納入価格の値引きを当該納入業者にさせること。ただし、当該納入業者の責めに帰すべき事由により、当該商品を受領した日から相当の期間内に、当該事由を勘案して相当と認められる金額の範囲内で納入価格の値引きをさせる場合を除く。

3～6 （略）

（納入業者の従業員等の不当使用等）

- 7 大規模小売業者が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、自己等の業務に従事させるため、納入業者にその従業員等を派遣させ、又はこれに代えて自己等が雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。
 - 一 あらかじめ納入業者の同意を得て、その従業員等を当該納入業者の納入に係る商品の販売業務（その従業員等が大規模小売業者の店舗に常駐している場合にあつては、当該商品の販売業務及び棚卸業務）のみに従事させる場合（その従業員等が有する販売に関する技術又は

能力が当該業務に有効に活用されることにより、当該納入業者の直接の利益となる場合に限る。)

- 二 派遣を受ける従業員等の業務内容、労働時間、派遣期間等の派遣の条件についてあらかじめ納入業者と合意し、かつ、その従業員等の派遣のために通常必要な費用を大規模小売業者が負担する場合

8～10 (略)

備考

- 1 この告示において「大規模小売業者」とは、一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一十号）第十一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が百億円以上である者
 - 二 次に掲げるいずれかの店舗を有する者
 - イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の店舗
 - ロ イに掲げる市以外の市及び町村の区域内にあつては、店舗面積が千五百平方メートル以上の店舗
- 2 (略)
- 3 この告示において「納入業者」とは、大規模小売業者又はその加盟者が自ら販売し、又は委託を受けて販売する商品を当該大規模小売業者又は当該加盟者に納入する事業者（その取引上の地位が当該大規模小売業者に対して劣っていないと認められる者を除く。）をいう。

平成 21 年 (措) 第 7 号

排 除 措 置 命 令 書

さいたま市西区三橋五丁目 1 5 5 5 番地

株式会社島忠

同代表者 代表取締役 山 下 視希夫

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社島忠は、次の行為を取りやめなければならない。
 - (1) 遅くとも平成 19 年 5 月以降、店舗の閉店又は改装に際し、当該店舗の商品のうち、当該店舗及び他の店舗において販売しないこととした商品について、自社と継続的な取引関係にある家具、家庭用品、工具・住宅用建材などの D I Y 用品等の納入業者であって、その取引上の地位が自社に対して劣っているもの（以下主文第 1 項において「納入業者」という。）のうち、当該商品の納入業者に対し、当該納入業者の責めに帰すべき事由がなく、あらかじめ当該納入業者との合意により返品条件を定めておらず、当該商品の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担せず、かつ、当該商品の返品を受けることが当該納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、当該商品を返品している行為
 - (2) 遅くとも平成 19 年 11 月以降、家具商品部で取り扱う商品のうち、定番商品（株式会社島忠が一定期間継続して販売することとした商品をいう。）から外れたこと又は店舗を閉店するに当たり当該店舗において売れ残ることが見込まれることを理由として割引販売を行うこととした商品について、当該商品の納入業者に、当該納入

業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売に伴う自社の利益の減少に対処するために必要な額を当該商品の納入価格から値引きをさせている行為

(3) 遅くとも平成19年8月以降、店舗の開店、改装又は閉店に際し、当該店舗に商品を納入する納入業者に、当該納入業者の納入に係る商品以外の商品を含む商品の搬入等の作業及び当該納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない当該店舗における商品の陳列等の作業を行わせることとし、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させている行為

- 2 株式会社島忠は、前項の行為を取りやめる旨及び今後、前項の行為と同様の行為を行わない旨を、取締役会において決議しなければならない。
- 3 株式会社島忠は、前2項に基づいて採った措置を、自社と継続的な取引関係にある納入業者に通知するとともに、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 4 株式会社島忠は、今後、第1項の行為と同様の行為を行ってはならない。
- 5 株式会社島忠は、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。これらの措置の内容については、第1項の行為と同様の行為を行うことのないようにするために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成
 - (2) 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担

当者による定期的な監査

- 6(1) 株式会社島忠は、第1項から第3項まで及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。
- (2) 株式会社島忠は、前項の(2)に基づいて講じた措置の実施内容を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

- 1(1) 株式会社島忠(以下「島忠」という。)は、肩書地に本店を置き、家具、家庭用品、工具・住宅用建材などのDIY用品等の小売業を営む者である。島忠の平成19年9月から平成20年8月までの売上高は約1380億円であり、100億円以上である。また、島忠は、平成20年12月末日現在、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び兵庫県の区域において50店舗の小売店舗を展開しているところ、これらの小売店舗のうち、19店舗は、東京都の特別区の存する区域又は政令指定都市の区域内に所在し、かつ、その店舗面積が3,000平方メートル以上の店舗であり、また、26店舗は、政令指定都市以外の市及び町村の区域内に所在し、かつ、その店舗面積が1,500平方メートル以上の店舗である。
- (2) 島忠は、自社の店舗において販売する商品の仕入業務を担当する部門として、家具等を中心に取り扱う家具商品部及び家庭用品、工具・住宅用建材などのDIY用品等を中心に取り扱うホームセンター商品部を有しており、島忠と継続的な取引関係にある納入業者のうち、家具商品部で取り扱う商品の納入業者は約300名であり、ホームセンター商品部で取り扱う商品の納入業者は約490名であるところ、自社の店舗において販売する商品のうち、家具商品部で取り扱う商品については家具商品部の仕入担当者が、また、ホームセンター商品部で取り扱う商品についてはホームセンター商品部の仕入担当者が、それぞれ、納入業者との間で商談を行い、事前に納入価格等の取引条件を決定している。
- (3) 納入業者にとって、島忠は重要な取引先であり、納入業者の多くは、島忠との取引の継続を強く望んでいる状況にある。このため、納入業者の多く

は、島忠との取引を継続する上で、納入する商品の納入価格等の取引条件とは別に、島忠からの種々の要請に従わざるを得ない立場にあり、その取引上の地位は島忠に対して劣っている。

(4) 島忠は、自社の店舗において販売する商品のほとんどすべてについて、納入業者から買取りの方法により仕入れている。

2 島忠は、遅くとも平成19年5月以降、店舗の閉店又は改装に際し、当該店舗の商品のうち、当該店舗及び他の店舗において販売しないこととした商品について、当該商品の納入業者に対し、当該納入業者の責めに帰すべき事由がなく、あらかじめ当該納入業者との合意により返品の内容を定めておらず、かつ、当該商品の返品を受けることが当該納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、当該商品の返品に応じるよう要請している。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、島忠との取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、当該商品の返品を受け入れており、島忠は、当該商品の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担していない。

例えば、島忠は、平成19年5月から平成20年12月までの間に、延べ11店舗の閉店又は改装に際し、当該店舗の商品のうち、当該店舗及び他の店舗において販売しないこととした商品の納入業者約350名に対し、総額約1億6000万円に相当する当該商品を返品している。

3 島忠は、遅くとも平成19年11月以降、家具商品部で取り扱う商品のうち、定番商品（島忠が一定期間継続して販売することとした商品をいう。以下同じ。）から外れたこと又は店舗を閉店するに当たり当該店舗において売れ残ることが見込まれることを理由として割引販売を行うこととした商品について、当該商品の納入業者に対し、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売に伴う自社の利益の減少に対処するために必要な額を当該商品の納入価格から値引きをするよう要請している。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、島忠との取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、値引きをしている。

例えば、島忠は、平成19年11月から平成20年12月までの間に、定番商品から外れたこと又は店舗を閉店するに当たり当該店舗において売れ残ることが見込まれることを理由として割引販売を行うこととした商品の納入業者約210名に、総額約7700万円の値引きをさせている。

- 4 島忠は、遅くとも平成19年8月以降、店舗の開店、改装又は閉店に際し、当該店舗に商品を納入する納入業者に、当該納入業者の納入に係る商品以外の商品を含む商品の搬入等の作業及び当該納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない当該店舗における商品の陳列等の作業（以下「搬入等作業」という。）を行わせることとし、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、当該納入業者に対し、搬入等作業を行わせるためにその従業員等の派遣を受けることを必要とする店舗、日時等を連絡し、その従業員等を派遣するよう要請している。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、島忠との取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、その従業員等を派遣しており、島忠は、当該派遣のために通常必要な費用を負担していない。

例えば、島忠は、平成19年8月から平成20年12月までの間に、延べ17店舗の開店、改装又は閉店に際し、搬入等作業を行わせるため、納入業者約290名に、延べ約6,400人の従業員等を派遣させ、使用している。

第2 法令の適用

前記第1の1の事実によれば、島忠は、大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法(平成17年公正取引委員会告示第11号。以下「大規模小売業告示」という。)の備考第1項に規定する「大規模小売業者」に該当するところ

- 1 前記第1の1及び2の事実によれば、その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に対し、大規模小売業告示の第1項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、納入業者から購入した商品を返品しているものであり、これは、大規模小売業告示の第1項に該当し
- 2 前記第1の1及び3の事実によれば、その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に、大規模小売業告示の第2項のただし書に規定する場合に該当しないにもかかわらず、納入業者から商品を購入した後にその商品の納入価格の値引きをさせているものであり、これは、大規模小売業告示の第2項に該当し
- 3 前記第1の1及び4の事実によれば、その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に、大規模小売業告示の第7項各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、自己の業務に従事させるため、納入業者の従業員等を派遣させているものであり、これは、大規模小売業告示の第7項に該当し

いずれも独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

よって、島忠に対し、独占禁止法第20条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成21年6月19日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代